## 広島県告示第196号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条 / 2 第 1 項の規定によって,公有水面埋立 てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

平成26年3月20日

## 広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 﨑 英 彦

1 変更の許可の年月日

平成26年3月11日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯﨑英彦

3 埋立区域の位置

広島県広島市南区出島2丁目3番9に接する無番地から同3番1を経て,同22番2に接する無番地に至る間の地先公有水面

## 4 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 ( へ ク タ ー ル )	変 更 後 の 面 積 (ヘクタール)
ふ頭用地	25.4	25.4
保管施設用地	6 . 6	3 2 . 1
窯業・土石製品製造用地	1 . 4	1 . 4
産業廃棄物取扱用地	0.6	0.6
交流施設用地	27.9	10.7
業務施設用地	12.2	3.3
道路用地	13.9	16.5
軌道系交通用地	3.0	1 . 0
緑地	3 2 . 3	32.3

胸壁用地	0.4	0 . 4

5 埋立免許の告示の年月日及び番号 平成8年3月28日 広島県告示第367号 (平成8年3月19日付け指令港第221号で免許)